

報道関係者 各位

平成26年9月8日

【照会先】

厚生労働省秋田労働局総務部企画室

室長 町田 良則

労働紛争調整官 佐々木 真也

(電話)018(883)4254 内線443

「過去の事例から学ぶパワーハラスメント等予防対策 のセミナーを開催します。」

～ 平成 26 年度個別労働紛争解決支援セミナーの開催 ～

秋田労働局(局長 小林 泰樹)では、個別労働紛争解決制度の周知、労働者と使用者との間の個別労働紛争発生を未然に防ぐことを目的として、下記により個別労働紛争解決支援セミナーを開催します。

秋田労働局では、労働者と使用者との間で発生するトラブルの労働相談を受け付けていますが、この全体の相談件数に占める民事上のトラブルの割合が高く、特に、平成25年度では、職場の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が過去最高となっています。

紛争の要因には、法律や判例等の考え方の不知、労使のコミュニケーション不足等に起因していると考えられるものが少なくなく、また、職場の「いじめ・嫌がらせ」の問題が顕在化しから、その対応が検討されるといった状況もあります。

このようなことから、過去にあっせん*が行われた民事上のトラブル事案からみた対策について、秋田大学教育文化学部教授 池村 好道 氏から「事例に学ぶ個別労働紛争対策」と題する講演を行うことともに、パワーハラスメントを無くすための具体的な対策のひとつとして、社員教育として職場討議の実演研修を行い、参加者が職場に帰ってからの社員教育に生かせる研修を行います。

秋田労働局では、今回のセミナーによって職場のパワーハラスメント等の予防・解決に向けた職場での取り組みの促進を呼びかけています。

記

- 1 開催日時 平成 26 年 9 月 26 日 (金) 13:30～16:30
- 2 会 場 秋田市文化会館 5 階大会議室(秋田市山王七丁目 3-1)
- 3 内 容
(1) 講演「事例に学ぶ個別労働紛争対策」 (13:35～14:45)

講師/秋田大学教育文化学部教授・秋田紛争調整委員会会長
池村 好道

(2) 実務研修(ワークショップ[グループ討議]・意見交換)
(14:45～16:30)

4 受講者数 約60名
(事業所の管理者・人事労務担当者等)

(参考) あっせん※

平成13年10月から施行されている「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」によって、都道府県労働局が、無料で個別労働紛争の解決の援助などを行っている。労働局に設置された紛争調整委員会が行う「あっせん」もそのひとつ。

「あっせん」は、紛争調整委員である弁護士等の学識経験者が紛争の当事者の間に入り、双方の主張の要点を確かめ、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって和解を図る制度。

【あっせん制度の特徴】

- ・ 弁護士等の学識経験者が無償で実施。
- ・ 手続きが迅速かつ簡便(原則1回で終了)。
- ・ あっせん案に合意した場合は民事上の和解契約の効力が発生する。
- ・ 手続きは非公開でプライバシーが保護される。

個別労働紛争解決支援セミナー

秋田労働局

平成 25 年度に総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は 7,187 件で、相談項目では、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が過去最大の 723 件と相談項目の中で初めてトップとなりました。個別労働紛争事案である職場のパワーハラスメントの問題は、職場環境を悪化させ、企業の運営の面からも見逃せないものとなっています。

また、職場で発生した損害賠償の問題や労働条件を引き下げられたと主張する労働者とのトラブルなどを適切・迅速に解決するためには、管理者などの対応力・スキルが重要となります。

秋田労働局では、このような労働紛争の解決のために、個別労働紛争解決支援セミナーを開催することといたしました。セミナーでは、個別労働紛争解決制度に関する講話の他、パワハラに関する認識を深めるとともに、社内教育に活用できるようなグループ討議を実施するなど、具体的な対策のノウハウの一部が学べます。参加は無料です。是非皆様のご参加をお待ちしております。

日時：平成 **26** 年 **9** 月 **26** 日(金)
13:30～16:30

会場：秋田市文化会館 大会議室 (5F)
対象：事業所の管理者・人事労務担当者等
定員：60名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)



基調講演

講演「事例に学ぶ個別労働紛争対策」

講師/秋田大学教育文化学部教授・秋田紛争調整委員会会長

池村 好道

実務研修

実務研修(ワークショップ[グループ討議]・意見交換)

ご気軽に参加できます。
討議は、堅苦しくない意見
交換的なものです。
内容は、職場に持ち帰って
社員教育に活用できます。

・個別労働紛争に係るグループ討議や意見交換などを行います。特に、討議では「社長からパワハラ防止対策に取り組みと指示されたが、どんな取組をすればいいのかわかりません。」とか「社内で発生している個別労働問題を把握するにはどうすればいいの?」といった悩みのある担当者にはうってつけの内容になっています。今後の社内教育に利用できるよう研修としております。今回のセミナーは研修形式で実施するため参加人数に制限があります。お早目にお申込みください。

※申し込みは、裏面の「申込書」でFAXによりお申し込みください。
なお、定員となった場合には、その旨を労働局からご連絡いたします。



主催 厚生労働省 秋田労働局

